

令和四年秋田県議会第一回定例会会議録

第八号

議事日程第八号

令和四年三月十八日（金曜日）

午後一時開議

第一、議案第 六六号	秋田県教育委員会教育長の任命について	第一七、議案第 六〇号	令和四年度秋田県公債費管理特別会計予算
第二、議案第 四五号	令和四年度秋田県一般会計予算	第一八、議案第 六一号	令和四年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計予算
第三、議案第 四六号	令和四年度秋田県証紙特別会計予算	第一九、議案第 六二号	令和四年度秋田県国民健康保険特別会計予算
第四、議案第 四七号	令和四年度秋田県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	第二〇、議案第 六三号	令和四年度秋田県電気事業会計予算
第五、議案第 四八号	令和四年度秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計予算	第二一、議案第 六四号	令和四年度秋田県工業用水道事業会計予算
第六、議案第 四九号	令和四年度秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計予算	第二二、議案第 六五号	令和四年度秋田県下水道事業会計予算
第七、議案第 五〇号	令和四年度秋田県土地取得事業特別会計予算	第二三、議案第 一〇二号	令和四年度秋田県一般会計補正予算（第一号）
第八、議案第 五一号	令和四年度秋田県工業団地開発事業特別会計予算	第二四、議案第 一〇三号	令和三年度秋田県一般会計補正予算（第二号）
第九、議案第 五二号	令和四年度秋田県林業・木材産業改善資金特別会計予算	第二五、議案第 六七号	秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案
第一〇、議案第 五三号	令和四年度秋田県市町村振興資金特別会計予算	第二六、議案第 六八号	秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案
第一一、議案第 五四号	令和四年度秋田県沿岸漁業改善資金特別会計予算	第二七、議案第 六九号	市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案
第一二、議案第 五五号	令和四年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計予算	第二八、議案第 七〇号	秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例案
第一三、議案第 五六号	令和四年度秋田県港湾整備事業特別会計予算	第二九、議案第 一〇四号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
第一四、議案第 五七号	令和四年度秋田県地域総合整備資金特別会計予算	第三〇、議案第 一〇五号	秋田県県税条例等の一部を改正する条例案
		第三一、議案第 八四号	包括外部監査契約の締結について
		第三二、議案第 七三号	秋田県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案

第三三、議案第 七四号	秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	第四七、議案第 八〇号	秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案
第三四、議案第 七五号	秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案	第四八、議案第 九一号	秋田県土地開発公社の定款の変更について
第三五、議案第 七六号	秋田県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案	第四九、議案第 九二号	令和四年度都市計画事業に要する経費の一部負担について
第三六、議案第 七七号	秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	第五〇、議案第 九三号	令和四年度秋田湾・雄物川流域下水道事業に要する経費の一部負担について
第三七、議案第 七八号	秋田県看護職員修学資金貸与条例及び秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例の一部を改正する条例案	第五一、議案第 九四号	令和四年度米代川流域下水道事業に要する経費の一部負担について
第三八、議案第 八五号	令和四年度自然公園事業に要する経費の一部負担について	第五二、議案第 九五号	令和四年度県南地区広域汚泥资源化事業に要する経費の一部負担について
第三九、議案第 七九号	秋田県家畜検査等手数料徴収条例の一部を改正する条例案	第五三、議案第 九六号	令和四年度流域下水道汚泥焼却施設の維持管理に要する経費の一部負担について
第四〇、議案第 八六号	財産の貸付けについて	第五四、議案第 九七号	令和四年度流域下水道汚泥炭化施設の維持管理に要する経費の一部負担について
第四一、議案第 八七号	財産の貸付けについて	第五五、議案第 九八号	令和四年度県北地区広域汚泥処理施設の維持管理に要する経費の一部負担について
第四二、議案第 八八号	令和四年度県営土地改良事業に要する経費の一部負担について	第五六、議案第 九九号	令和四年度急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部負担について
第四三、議案第 八九号	令和四年度水産基盤整備事業に要する経費の一部負担について	第五七、議案第 一〇〇号	令和四年度港湾事業に要する経費の一部負担について
第四四、議案第 九〇号	令和四年度林道事業に要する経費の一部負担について	第五八、議案第 八一号	秋田県子育て支援等臨時対策基金条例の一部を改正する条例案
第四五、議案第 七一号	秋田内陸縦貫鉄道運営助成基金条例の一部を改正する条例案	第五九、議案第 八二号	学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案
第四六、議案第 七二号	由利高原鉄道運営助成基金条例の一部を改正する	第六〇、議案第 八三号	秋田県警察組織条例の一部を改正する条例案
		第六一、議案第 一〇六号	秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第六二、議案第一〇七号 秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙

区において選挙すべき議員の数に関する条例の
一部を改正する条例案

第六三、意見書案第一号 会計年度任用職員制度の改善を求める意見書

第六四、意見書案第二号 地方財政の充実・強化を求める意見書

第六五、意見書案第三号 地域の中小企業・小規模事業者への支援の充実
を求める意見書

第六六、議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午後一時開議

本日の出席議員 四十二名

一 番	小野一彦	二 番	松田豊臣
三 番	鳥井修	四 番	高橋豪
五 番	瓜生望	六 番	島田薫
七 番	宇佐見康人	八 番	住谷達
九 番	薄井司	十 番	加賀屋千鶴子
十一 番	吉方清彦	十二 番	児玉政明
十三 番	小山緑郎	十四 番	鈴木真実
十五 番	佐々木雄太	十七 番	加藤麻里
十八 番	小原正晃	十九 番	佐藤正一郎
二十 番	三浦茂人	二十一 番	鈴木健太
二十二 番	佐藤信喜	二十三 番	今川雄策
二十四 番	高橋武浩	二十五 番	北林丈正
二十六 番	竹下博英	二十七 番	石川ひとみ
二十八 番	石田寛	二十九 番	東海林洋

三十 番	渡部英治	三十一 番	原幸子
三十二 番	工藤嘉範	三十三 番	近藤健一郎
三十四 番	加藤欽一	三十五 番	佐藤賢一郎
三十六 番	小松隆明	三十七 番	三浦英一
三十八 番	土谷勝悦	三十九 番	鈴木洋一
四十 番	柴田正敏	四十一 番	川口一
四十二 番	鶴田有司	四十三 番	北林康司
十六 番	杉本俊比古	一 名	

地方自治法第二百一十一条による出席者

知 事	佐竹敬久
副 知 事	神部秀行
副 知 事	猿田和三
理 事	陶山さなえ
総 務 部 長	松本欣也
総務部危機管理監(兼) 広報 監	土田元
企画振興部長	鶴田嘉裕
あきた未来創造部長	小野正則
観光文化スポーツ部長	嘉藤正和
健康福祉部長	佐々木 薫

生活環境部長	柳田 高人
農林水産部長	佐藤 幸盛
産業労働部長	佐藤 徹
建設部長	佐藤 秀治
会計管理者(兼) 出納局長	奈良 聡
財政課長	村田 詠吾
教育委員会教育長	安田 浩幸
警察本部長	久田 誠

●議長（柴田正敏議員） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議長報告（朗読省略）

一、三月十八日、工藤嘉範議員、川口一議員、小松隆明議員、竹下博英議員、原幸子議員、高橋武浩議員、杉本俊比古議員、三浦英一議員、佐藤正一郎議員、松田豊臣議員、小野一彦議員、鈴木洋一議員から次の議案が提出された。

- (1) 議案第一〇七号 秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

一、三月十七日、次の議案について予算特別委員長から審査報告書が提出された。

- (1) 議案第 四五号

- (2) 同 第 四六号

(3) 同 第 四七号	(4) 同 第 四八号
(5) 同 第 四九号	(6) 同 第 五〇号
(7) 同 第 五一号	(8) 同 第 五二号
(9) 同 第 五三号	(10) 同 第 五四号
(11) 同 第 五五号	(12) 同 第 五六号
(13) 同 第 五七号	(14) 同 第 五八号
(15) 同 第 五九号	(16) 同 第 六〇号
(17) 同 第 六一号	(18) 同 第 六二号
(19) 同 第 六三号	(20) 同 第 六四号
(21) 同 第 六五号	(22) 同 第 一〇二号
(23) 同 第 一〇三号	

一、三月十七日、次の議案について総務企画委員長から審査報告書が提出された。

- (1) 議案第 六七号 (2) 同 第 六八号
- (3) 同 第 六九号 (4) 同 第 七〇号
- (5) 同 第 一〇四号 (6) 同 第 一〇五号
- (7) 同 第 八四号

一、三月十七日、次の議案について福祉環境委員長から審査報告書が提出された。

- (1) 議案第 七三号 (2) 同 第 七四号
- (3) 同 第 七五号 (4) 同 第 七六号
- (5) 同 第 七七号 (6) 同 第 七八号
- (7) 同 第 八五号

一、三月十七日、次の議案について農林水産委員長から審査報告書が提出された。

- (1) 議案第 七九号 (2) 同 第 八六号
- (3) 同 第 八七号 (4) 同 第 八八号
- (5) 同 第 八九号 (6) 同 第 九〇号

一、三月十七日、次の議案について産業観光委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第 七十一号 (2) 同 第七十二号

一、三月十七日、次の議案について建設委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第 八〇号 (2) 同 第九十一号

(3) 同 第九二号 (4) 同 第九三号

(5) 同 第九四号 (6) 同 第九五号

(7) 同 第九六号 (8) 同 第九七号

(9) 同 第九八号 (10) 同 第九九号

(11) 同 第一〇〇号

一、三月十七日、次の議案について教育公安委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第 八一号 (2) 同 八二号

(3) 同 八三号 (4) 同 第一〇六号

一、三月十八日、総務企画委員長から次の意見書案が提出された。

(1) 意見書案第一号 会計年度任用職員制度の改善を求める意見書

(2) 意見書案第二号 地方財政の充実・強化を求める意見書

一、三月十八日、産業観光委員長から次の意見書案が提出された。

(1) 意見書案第三号 地域の中小企業・小規模事業者への支援の充実を求める意見書

一、議員の派遣に関する申出及び依頼のあったものは、別紙「議員派遣一覧」のとおりである。

一、三月八日、人事委員会から地方公務員法第五条第二項の規定による回答があり、同日、各議員に配付した。

一、本会期中における審査継続の申出があった請願は、次のとおりである。

教育公安委員長

(1) 請願第 七号 義務教育費国庫負担制度二分の一復元をはかるため

(2) 請願第一一号 の政府予算に係る意見書採択に関する請願について
秋田県立西目高等学校再編整備に係る請願について

議員派遣一覧

一 第一回議会活動に関する若者との意見交換会

(1) 派遣の目的 第一回議会活動に関する若者との意見交換会に参加のため

(2) 派遣期間 令和四年三月二十五日（金）

(3) 派遣地 秋田市

(4) 派遣議員 工藤嘉範議員、佐藤信喜議員、鈴木真実議員、

住谷達議員、宇佐見康人議員、吉方清彦議員、

鳥井修議員、小原正晃議員、加藤麻里議員、

加賀屋千鶴子議員

二 令和四年度東北中央自動車道建設促進秋田・山形・福島三県議会協理会理事會、令和四年度日本海沿岸東北自動車道建設促進青森・秋田・山形・新潟四県議会協理会理事會及び令和四年度羽越・奥羽本線等高速化促進青森・秋田・山形・新潟四県議会協理会理事會

(1) 派遣の目的 令和四年度右記三協理会理事會に出席のため

(2) 派遣期間 令和四年五月十一日（水）

(3) 派遣地 東京都

(4) 派遣議員 鈴木健太議員（三協理会の常任理事）、

渡部英治議員（三協理会の理事）

三 第百四十二回北海道・東北六県議会議長會議

(1) 派遣の目的 第百四十二回北海道・東北六県議会議長會議に出席のため

(2) 派遣期間 令和四年五月二十三日（月）

(3) 派遣地 山形県

(4) 派遣議員 杉本俊比古議員（副議長）

●議長（柴田正敏議員） お諮りします。日程第一、議案第六十六号は、委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

日程第一、議案第六十六号、秋田県教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本案は、秋田県教育委員会の教育長として安田浩幸氏を任命するため、議会の同意を得ようとするものであります。

お諮りしますが、本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。

起立により採決いたします。本案は、同意することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（柴田正敏議員） 起立者全員であります。よって、議案第六十六号は同意されました。

次に、日程第二、議案第四十五号から日程第六十一、議案第六十六号までの議案六十件を一括議題といたします。

各委員長の報告を求めます。まず、予算特別委員長の報告を求めます。

【三十一番（予算特別委員長原幸子議員）登壇】

●予算特別委員長（原幸子議員） ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会において審査した案件は、令和四年度当初予算関係では、議案第四十五号令和四年度秋田県一般会計予算のほか、議案第四十六号か

ら議案第六十二号までの特別会計予算案十七件、議案第六十三号から議案第六十五号までの企業会計予算案三件、以上二十一件であります。

また、追加提案関係では、議案第二百二号令和四年度秋田県一般会計補正予算第一号及び議案第三百三号令和三年度秋田県一般会計補正予算第十二号であります。

今回の令和四年度当初予算関係議案のうち一般会計予算案は、「新秋田元気創造プラン」の初年度として、時代の潮流や社会経済情勢の変化に対応する六つの重点戦略に基づく施策・事業を中心に計上されており、その総額は五千八百八十六億四千万円であります。

また、特別会計予算案は、市町村などが行う公共施設の整備等を支援するための貸付金や国民健康保険の運営に要する経費、港湾施設の維持管理やふ頭用地の造成などに要する経費などが、それぞれ計上されております。

また、企業会計予算案は、電気事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計に係る予算が、それぞれ計上されております。

次に、追加提案関係議案のうち令和四年度一般会計補正予算案は、新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について計上されており、その総額は二百五十四億一千三百七十万円の増額であります。これにより、補正後の令和四年度一般会計予算総額は、六千四百四十億五千三百七十万円となります。

次に、追加提案関係議案のうち令和三年度一般会計補正予算案は、今冬の除雪費の見込みにより、道路除雪費等を増額するほか、各種事業の実績見込みによる事業費の増減について計上されており、その総額は二十億五千九百七十万円の増額であります。これにより、補正後の令和三年度一般会計予算総額は、六千八百三十八億八千七百九万円となります。審査に当たっては、まず当局から説明を聞き、各分科会及び総括審査においてそれぞれ質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

まず、総務企画分科会では、「広報事業」、「県議会議員選挙費及び参議院議員選挙費」、「若年女性に魅力ある職場づくり加速化事業」などに関して、それぞれ質疑がありました。

また、福祉環境分科会では、「新型コロナウイルス感染症軽症者等受入施設整備事業」、「気候変動適応センター運営事業」などに関して、それぞれ質疑がありました。

また、農林水産分科会では、「未来へつなぐ元気な農山村創造事業」、「カーボンニュートラルに挑戦する再造林拡大事業」などに関して、それぞれ質疑がありました。

また、産業観光分科会では、「地域公共交通の維持・活性化対策関連事業」、「リーディングカンパニー創出応援事業」などに関して、それぞれ質疑がありました。

また、建設分科会では、「建設産業魅力発信事業」、「あきた循環のみず協働推進事業」、「県有建築物省エネ性能向上促進事業」などに関して、それぞれ質疑がありました。

また、教育公安分科会では、「高齢者安全・安心アドバイザー事業」、「デジタル教育未来へRUNプロジェクト事業」などに関して、それぞれ質疑がありました。

次に、総括審査について申し上げます。

はじめに、「県の情報収集体制」について、県は、県内産業の全体像を把握するため、県内経済動向調査を実施しているが、国の事業を含め、コロナ対応のため多額の補助金や様々な支援策を実施してきた中で、コロナによる県内経済への影響をしっかりと把握できているのか疑問がある。他県では、調査項目の追加などにより、コロナによる影響を定期的に把握しているところもあることから、今後は本県でも新たな補助金や支援策を検討する際に、十分な情報収集と分析が必要だと考えるがどうかとただしたのに対し、県内経済動向調査において、各月の売上げ等の時系列的な変化を注視しながら、個別訪問した際にコロナによる事業へ

の影響などについても聞き取りしている。また、事業実施後に行ったアンケートでは、コロナ関連の補助金や支援策に対して、多くの事業者がおおむね満足している結果となっている。こうした県の調査結果のほか、関係機関の調査や各業界との定期的な情報交換により、県内の経済動向を把握しているところであるが、今後は施策のアフターフォローやコロナ禍、原油高といった情勢変化に応じて、調査・分析を強化してまいりたいとの答弁がありました。

次に、「再生可能エネルギーの県内活用」について、再生可能エネルギーで電力を賄う工業団地の整備が秋田市下新城地区に計画されているが、洋上風力発電の建設地にも近いことから、様々な可能性を秘めていると考えられる。具体的ことはこれからとのことだが、整備全体の未来構想をどのように考え、進めていこうとしているのかとただしたのに対し、現在、国際競争力が問われる世界的な企業の多くは、脱炭素化を大きな課題としており、再生可能エネルギーを確保できる工業団地の整備に対して多くの県外企業が注目していることから、まずはハード面について、粛々と整備を進めていくこととしている。一方で、県内で発電される再生可能エネルギーをどのように提供するのかなど、ソフト面については今後研究を進めつつ、こうした国際競争力のある企業の誘致をはじめとした、脱炭素化に積極的に取り組む県内外の企業の集積促進を、秋田県における「カーボンニュートラルへの挑戦」と位置づけて、取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

次に、「水田活用の直接支払交付金の見直し」について、水田活用の直接支払交付金は、生産調整に対する国の助成制度であるが、来年度からの5年間に一度も水稲作付けされない場合は交付対象から除外されるとの方針が示され、県内の農家は大変困惑している。国に対し、農家や農業法人などの状況をしっかりと伝ええるとともに、助成対象の見直しについて要望してほしいとただしたのに対し、自らの経営の中でブロックローテーションができる大規模法人には、理解を示す意見もある。一方、

園芸品目を作付けしている農家からは、排水対策を徹底して栽培を行っていることから、一旦、水稻を作付けすることで排水が悪くなり、再び園芸品目に戻した際に生産性が低下するといった声を聞いているほか、大豆等から主食用米に戻り、需要に応じた米生産に逆行することも危惧される。今後は、県農業再生協議会において、課題などを洗い出し、本県への影響を分析した上で、他県とも連携して方針の見直しを要望していきたいとの答弁がありました。

次に、「五歳から十一歳までの新型コロナウイルスワクチン接種」について、五歳から十一歳までの小児が接種を受けるかどうかは、あくまでも本人と保護者の判断によるものだが、接種に対し不安を感じている保護者等も多い。県では、判断材料となる情報の提供にどのように取り組んでいるか。また、接種しない子供が、学校で差別を受けるのではないかと懸念もあるが、どのように対応しているかとただしたのに対し、県では、小児へのワクチン接種に関する情報を取りまとめ、公式ウェブサイトを通じて発信しているほか、保護者等が、ワクチンの有効性と安全性について十分に理解した上で接種を判断できるよう、市町村に対しても適切な情報提供を要請したところである。また、国に対しては、より分かりやすい情報を提供するよう全国知事会を通じて求めているところである。さらに、小児接種専用のコールセンターを開設し、保護者等からの個別の相談に対応できる体制を整えている。加えて、県教育委員会では、各学校や市町村教育委員会に対して、接種を強制しないことや、接種しないことへの誹謗中傷を絶対に行わないことなどを通知するとともに、教員には対応マニュアルを配付することで、学校現場で差別が起きないよう取り組んでいるところであるとの答弁がありました。

次に、「少子化対策における未婚化社会への対応」について、少子化の決定的要因は、初婚者同士の婚姻数の減少によるものと考えられる。初婚者同士の婚姻数を増やすため、より早い段階から結婚に向けた活動を促すべきではないかとただしたのに対し、大学生や若年社会人などに

対し、様々な機会を通じて、より早い段階から結婚に向けた積極的な活動を促すとともに、コロナ禍で対面での出会いの機会が減っている中にあっても結婚の意思を持っている方の希望がかなうよう、オンラインによる婚活イベントや、結婚支援センターのAIマッチングの活用を周知し、婚姻数の増加につなげてまいりたいとの答弁がありました。

そのほか、「ウクライナからの避難者受入れについて」、「コロナ禍における飲食店支援について」、「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例案について」などに関して、それぞれ質疑がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第四十五号、議案第五十六号及び議案第六十三号、以上三件は賛成多数をもって、議案第四十六号から議案第五十五号、議案第五十七号から議案第六十二号、議案第六十四号、議案第六十五号、議案第二百二号及び議案第三百三十三号、以上二十件は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（柴田正敏議員） 総務企画委員長の報告を求めます。

【十五番（総務企画委員長佐々木雄太議員）登壇】

●総務企画委員長（佐々木雄太議員） ただいま議題となりました、議案第六十七号、議案第六十八号、議案第六十九号、議案第七十号、議案第八十四号、議案第四百四号及び議案第五百五号、以上七件について、総務企画委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託された議案第六十七号は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、行政書士試験の受験の出願等に係る手数料の額を改定するため、「秋田県標準事務関係手数料徴収条例」の一部を改正しようとするものであります。

議案第六十八号は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報保護の保護に関する法律の一部改正に伴い所要の規定の整備等を行うため、「秋田県個人情報保護条例」の一部を改正

しようとするものであります。

議案第六十九号は、知事の権限に属する事務の市町村への移譲の推進を図るため、經由事務に麻薬卸売業者等の役員の変更の届出の受理等の事務を加える等の必要があることから、「市町村への権限移譲の推進に関する条例」の一部を改正しようとするものであります。

議案第七十号は、多様性に満ちた社会づくりについて、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、関連する施策の基本的な事項を規定することにより、多様性に満ちた社会づくりに関する施策を総合的に推進するため、「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」を制定しようとするものであります。

議案第八十四号は、令和四年度の包括外部監査について委託契約を締結しようとするものであります。

議案第百四号は、一般職の国家公務員に準じ、一定の非常勤職員に係る育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するため、「職員の育児休業等に関する条例」の一部を改正しようとするものであります。

議案第百五号は、地方税法の一部改正に伴い、ガス供給業に係る法人の事業税の課税方式の見直し並びに付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人の所得割の税率の見直しを行うため、「秋田県県税条例」等の一部を改正しようとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。が、その主な内容について申し上げます。

議案第七十号、秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例案について、この条例は、差別のない、多様性に満ちた社会づくりを推進するための基本理念を定めたものであるが、県民にその理念が浸透するには、まだ時間がかかると思われる。県民の理解を深め、その行動を促すため、条例をこれからどう生かしていくかが重要ではないかとただしたのに対し、条例制定に向けて実施した意見聴取で、当事者に認識がないまま、気づ

かないうちに差別的な行為をしてしまっているとの意見が多く出されており、差別等の具体例を分かりやすく示した指針等の周知を図って、県民それぞれが自分の行動で無意識に相手を傷つけていないか、どのような対応が適切なかを考える「気づき」につなげたいと考えている。条例の制定は、あらゆる差別の解消を図るための取組のスタートであり、県民の理解促進を図りながら、県や県民、事業者が共に、多様性に満ちた社会づくりの実現に向けて取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

これに対し、委員から、条例の制定が、県民がいかなる差別も受けることのない、すばらしい秋田県創造のきっかけとなることを期待するが、差別等の具体例を示すことが、逆に新たな差別を生んだり、多様性を損なうことにつながっては本末転倒である。県民への周知に当たっては、それぞれの差別等に精通した有識者等の意見をどう反映していくかが重要であり、そうした仕組みづくりをさらに検討すべきであるとの賛成討論がありました。

質疑を終了し、議案第七十号について討論を行い、採決の結果、議案第六十七号外六件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

企画振興部関係の秋田県DX推進計画案についてであります。DXの推進に当たっては、デジタルに不慣れな高齢者等への配慮が求められる。計画案では、デジタル・ガバメントや県内産業のDXといったデジタル施策の柱を支える基盤整備として、高齢者を地域で支える仕組みづくりに取り組みとしているが、どのように進めていくのかとただしたのに対し、高齢者等のデジタルに不慣れな方に対する支援として、今年度から高齢者向けにスマートフォン熟练操作体験会を開催している。また、老人クラブの集まりなどの身近な場で、気軽に相談できるような機会も必要だと考えており、高齢者にスマートフォンの操作方法等を指導するサ

ポーターの育成研修会を開催して、地域で高齢者を支援する人材の育成を進めているところであるとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（柴田正敏議員） 福祉環境委員長の報告を求めます。

【十一番（福祉環境委員長吉方清彦議員）登壇】

福祉環境委員長（吉方清彦議員） ただいま議題となりました、議案第七十三号から議案第七十八号まで及び議案第八十五号、以上七件について、福祉環境委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託された議案第七十三号は、地域の実情に鑑み、民生委員の定数を改めるため、「秋田県民生委員の定数を定める条例」の一部を改正しようとするものであります。

議案第七十四号は、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、「秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正しようとするものであります。

議案第七十五号は、介護支援専門員更新研修等の実施に要する費用の適正な負担を確保するため、これらの受講の申込みに係る手数料の額を引き上げる必要があることから、「秋田県介護保険法関係手数料徴収条例」の一部を改正しようとするものであります。

議案第七十六号は、国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しに基づく財政調整のための繰入れに要する費用を、秋田県国民健康保険財政安定化基金の対象費用に加えるなどするため、「秋田県国民健康保険財政安定化基金条例」の一部を改正しようとするものであります。

議案第七十七号は、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い所要の規定の整理を行うため、「秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正しようとするものであります。

議案第七十八号は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときの保証人に関する規定の整備を行うため、「秋田県看護職員修学資金貸与条例及び秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例」の一部を改正しようとするものであります。議案第八十五号は、令和四年度自然公園事業に要する経費の一部に係る市町村に負担させようとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

健康福祉部関係の議案第七十四号、秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、民法の改正に伴い、今年の四月一日から成年年齢が十八歳に引き下げられ、ローンを組むなどの契約行為が保護者の許可なく可能となる一方で、悪徳業者に狙われてしまうなど懸念すべき点も多い。特に、児童養護施設で過ごしてきた人たちは、親や家族からそうした教育を受ける機会が少ないことから、間もなく成人を迎えるに当たり、施設の職員等が必要な教育を施すような仕組みを用意すべきではないかといただいたのに対し、児童養護施設等で育ち成人を迎える人の多くは、家族に頼ることができないことから、被害等を未然に防ぐため、法律上の問題について、施設の職員が法テラスのアドバイスを受けた上で注意点などを子供たちに説明する機会を設ける必要があると考えているとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第七十三号外六件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

生活環境部関係の自然公園等の利活用について、「自然の中でワイケーション推進事業」では、自然公園や自然ふれあい施設におけるWi-Fi環境の整備等を進めているが、一部の施設においては、導入に多額の経費がかかることから未整備となっている。そこで、スマートフォンやパソコンといったデジタル機器から意識的に距離を置き、自然と

触れ合ったり自分と向き合ったりすることで、肉体的な疲労や精神的なストレスからの回復を図る、いわゆるデジタルドックスが注目されていることから、こうした不便さをあえて逆手に取って、本県の豊かな自然を満喫できる施設であることをアピールするような取組があってもいいと思うかどうかとただしたのに対し、Wi-Fi環境が未整備の施設では、今後、企業版ふるさと納税を活用し、寄附をいただいた企業の社員とともに植樹活動を実施する予定もあることから、そのような機会には、「自然環境の保全」のほか「デジタルドックス」という新たな視点も加え、自然公園を活用できるよう考えてまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（柴田正敏議員） 農林水産委員長の報告を求めます。

【二十五番（農林水産委員長北林丈正議員）登壇】

●農林水産委員長（北林丈正議員） ただいま議題となりました、議案第七十九号及び議案第八十六号から議案第九十号まで、以上六件について、農林水産委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託された議案第七十九号は、豚熱予防液を使用する者からその管理に係る手数料を徴収するため、「秋田県家畜検査等手数料徴収条例」の一部を改正しようとするものであります。

議案第八十六号及び議案第八十七号は、旧宮農大大学の建物、工作物及び土地を有限会社大野台グリーンファームへ無償貸付けしようとするものであります。

議案第八十八号から議案第九十号までの三件は、令和四年度県営土地改良事業などに要する経費の一部を関係市町村に負担させようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第七十九号外五件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

はじめに、農業農村整備事業の見通しについて、近年、農業農村整備事業は、農家の自己負担が軽減され、本県の実施面積は順調に増えてきており、全国でもトップクラスの予算規模となっている。この事業の実施が地域農業の活性化につながればよいが、一方で、農家の高齢化の進行や米の需要の落ち込みなど、明るい将来見通しを持ちにくい状況にあり、不安を感じている。今後どういった方向性でほ場整備等を推進していくのかとただしたのに対し、本県の農業農村整備事業は、北海道に次いで全国第二位の事業規模となっているが、その根幹には地元の要望と熱意があり、それに応えるべく予算編成してきたところである。大きな公費を投入する以上、その地域の農業振興に確実につながるよう取り組むことが重要であり、本庁や地域振興局に設置しているほ場整備推進チームを主体として、農林水産部を挙げて取り組んでまいりたい。

特に、今後整備が進む中山間地域の振興は課題が多いことから、基盤整備を契機として、地域での話合いの下、しっかりとした営農ビジョンを策定し、「咲き誇る農業プラン」等でその実現を支援するとともに、中山間ならではのキラリと光る品目のブランド化や、多様な人材が集う仕掛けづくりなど、持続可能な農村づくりに向け、しっかりとサポートしてまいりたいとの答弁がありました。

次に、洋上風力発電に係る漁業影響調査について、秋田県沖の洋上風力発電事業が今後具体的に展開されていく段階にあるが、洋上風力が本県漁業に対してどのような影響を及ぼすのか見極める必要がある。そのためには工事後の状況と比較できるよう、現時点の状況も含め、事業者に委ねるのではなく、県としても積極的に調査に関与すべきではないかとただしたのに対し、再生可能エネルギー海域利用法の基本方針に基づき、洋上風力と漁業との共存共栄を実現することが重要であると考えている。このため、事業者に対し、建設工事の前後における漁業への影響調査の実施を事業計画に盛り込むよう求めたところであり、今後、学識

経験者や漁協、地元自治体、事業者が具体的な調査手法を検討することとなっている。施工時期や工法などが具体的に決まっていくなか、県としても適切な調査の実施について働きかけてまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（柴田正敏議員） 産業観光委員長長の報告を求めます。

【二十四番（産業観光委員長高橋武浩議員）登壇】

●産業観光委員長（高橋武浩議員） ただいま議題となりました、議案第七十一号及び議案第七十二号について、産業観光委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託された議案第七十一号は、秋田内陸縦貫鉄道による鉄道事業の運営により地域交通の維持確保を図るため、基金の処分制限に関する規定の整備を行う必要があることから、「秋田内陸縦貫鉄道運営助成基金条例」の一部を改正しようとするものであります。

議案第七十二号は、由利高原鉄道による鉄道事業の運営により地域交通の維持確保を図るため、基金の処分の制限に関する規定の整備を行う必要があることから、「由利高原鉄道運営助成基金条例」の一部を改正しようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第七十一号及び議案第七十二号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

観光文化スポーツ部関係の秋田臨海鉄道株式会社の事業終了後の状況について、秋田臨海鉄道により撤去されず、県有地に残置される工作物があるようだが、当該県有地は港に近く再利用が見込まれ、洋上風力発電の整備計画もあることから、将来的に利用価値が上がるものと思われる。土地の利用価値を毀損しないよう、費用をかけてでも県が不要な工作物を撤去し、更地に戻すべきと考えるがどうかとただしたのに対し、

危険性の除去等の観点から総合的に勘案し、直ちに撤去すべき施設等は撤去することとしている。残置される工作物は県民生活への影響をほとんど与えないものとして区分していることから、現時点において、公費を投じてまで撤去することは考えていない。なお、レールなど残置対象の工作物については、秋田臨海鉄道においてできる限りの売却・譲渡に努めるよう、引き続き申入れを行っていききたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（柴田正敏議員） 建設委員長長の報告を求めます。

【二十二番（建設委員長佐藤信喜議員）登壇】

●建設委員長（佐藤信喜議員） ただいま議題となりました、議案第八十号及び議案第九十一号から議案第百号まで、以上十一件について、建設委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託された議案第八十号は、都市公園の設備及び器具の使用の実態等に鑑み、これらの一部の使用を廃止するため、「秋田県立都市公園条例」の一部を改正しようとするものであります。

議案第九十一号は、秋田県土地開発公社の業務範囲の見直し等に伴い定款を変更しようとするものであります。

議案第九十二号から議案第百号までの九件は、都市計画事業や港湾事業などに要する経費の一部を関係市町村に負担させようとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第八十号十件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

はじめに、建設部関係の「く大変革の時代く新秋田元気創造プラン（案）」についてであります。

重点戦略の産業・雇用戦略として建設産業の振興を図るため、効率性や安全性の向上等に向けたICTの活用等を促進するとあり、その成果

指標にICT活用工事の実施件数を掲げている。来年度の目標値は四十件、二〇二五年度の最終目標値は七十件となっているが、どのような経緯でこの目標設定に至ったのかとただしたのに対し、ICT活用工事のほとんどは大規模な掘削や盛土などの土工事であるが、建設部では年間約二百五十件の土工事を発注しており、このうちICT施工により採算が取れる工事は少なくとも五十件はあると試算している。また、小規模な土工事においても、国で実証中の新技術が、今後、現場に導入されることを見込み、ICT活用工事の件数についてその伸びを考慮し、目標値を設定したとの答弁がありました。

次に、多様性に満ちた社会づくりと建設部の事業についてであります。今議会では、「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例(案)」が審議されているが、建設部が事業を進めるに当たり、この条例案の基本理念に沿ってどのような配慮が必要だと考えているかとただしたのに対し、建築住宅関係において、障害のある方やLGBTの方など、住宅の確保に特に配慮を要する者の入居を拒まない民間住宅の登録制度を運用しているほか、県営住宅への入居申請の際には、夫婦に限らず、一定のパートナー関係があると認められる世帯についても入居を可能としており、今後も混乱等が生じないよう丁寧に対応していくとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長(柴田正敏議員) 教育公安委員長の報告を求めます。

【二十三番(教育公安委員長今川雄策議員)登壇】

●教育公安委員長(今川雄策議員) ただいま議題となりました、議案第八十一号、議案第八十二号、議案第八十三号及び議案第百六号、以上四件について、教育公安委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託された議案第八十一号は、子供を安心して生み、育てることができる環境の整備に資するため、基金の設置期限を延長する必

要があることから、「秋田県子育て支援等臨時対策基金条例」の一部を改正しようとするものであります。

議案第八十二号は、児童生徒数の増減等に伴い、学校職員の定数を改めるため、「学校職員の定数に関する条例」の一部を改正しようとするものであります。

議案第八十三号は、秋田県秋田中央警察署泉交番の設置等に伴い、警察署の管轄区域に関する規定の整備を行うため、「秋田県警察組織条例」の一部を改正しようとするものであります。

議案第百六号は、道路交通法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、高齢者講習に係る講習手数料等の額の改定を行うため、「秋田県公安委員会関係手数料徴収条例」の一部を改正しようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第八十一号外三件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

教育委員会関係の「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」の制定を踏まえた学校における対応についてであります。

子供のいじめや差別等への対応に当たっては、学校の果たす役割が非常に重要である。本条例案が可決された場合には、令和四年四月一日から施行されることになるが、具体的な備えはできているかとただしたのに対し、これまでも「秋田県いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめの防止等に係る総合的な対策を推進してきているほか、様々な差別についても、日頃から児童生徒に対して指導を行っている。また、性自認等に関する悩みも確認されているが、既に、本人や保護者からの相談などに応じて可能な限り配慮している状況にある。これらの取組に加え、「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」が成立した際には、条例の趣旨を踏まえた合理的配慮について各学校に周知するなど、取組をさ

らに進めてまいりたいとの答弁がありました。
以上、報告申し上げます。

●議長（柴田正敏議員） 以上で各委員長の報告は終わりました。
各委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 質疑はないものと認めます。
討論を行います。

十番加賀屋千鶴子議員、二十九番東海林洋議員、以上の二名からそれぞれ討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、十番加賀屋千鶴子議員の発言を許します。

【十番（加賀屋千鶴子議員）登壇】

●十番（加賀屋千鶴子議員） 日本共産党の加賀屋千鶴子です。

ただいま議題となりました、議案第四十五号、令和四年度秋田県一般会計予算外四件について、反対の立場から討論いたします。

はじめに、令和四年度一般会計についてです。

本予算に反対の理由の第一は、新型コロナウイルス感染症から県民の命と暮らしを守るための予算が不十分であるということです。

今、保健医療体制の強化が何より求められています。新規感染者数が高止まりの状況が続いている一方、保健所職員は、月の残業時間が過労死ラインを超える勤務状況にもなっています。保健所の体制では、オミクロン株の感染に対応が追いついていません。感染者の隔離や健康観察、調査などが遅れ、結局、感染の抑止ができない要因にもなっています。各保健所の保健師の増員を二名にすることに加え、「保健所応援派遣事業」で応援体制を構築するとしています。これでは全く不十分です。

保健所の体制強化を進めるべきです。秋田大学に感染症センターを開設することや、「地域連携体制強化事業」などの新たな対策ですが、検査を拡大し感染者の早期発見、重症化防止のため、必要な患者さんは速やかに治療につなげるようにする必要があります。また、医療体制の充実

こそ求められているときに、「地域医療構想の実現に向けたワーキンググループ設置事業」は、将来の地域医療の在り方について協議・提言をまとめ、地域医療構想調整会議や、二〇二四年からの医療計画に反映させるとの説明でした。感染症対応が反映されていない地域医療構想はやめるべきです。今、協議が必要なことは、感染症医療と通常の医療を並行して行える体制など、感染症対応について検討すべきであり、この事業の予算は納得できません。

飲食店をはじめ小売店など、経営は大きな打撃を受けています。収入が大きく減り困窮している県民もいます。五城目町では、今年度に続き新年度も、大学生・専門学生への十万円給付、中小事業者二十万円、個人事業者十万円給付、学校給食費全額無料を予算化したそうです。県も県民生活を応援する事業を行うべきです。

第二の理由は、新自由主義の考え方が反映された予算で、国に追随する内容になっているということです。岸田首相は、就任前は「新自由主義からの転換」と訴えましたが、就任後は「成長と分配の好循環」とトリクルダウン政策の合い言葉で進めています。県が重点にしている賃金向上の施策には、この考え方が貫かれています。実際、知事は記者会見で、同趣旨の発言をされていました。新自由主義は、格差や貧困の増大、効率化重視の企業経営の限界などの弊害をもたらし、日本を成長できない国、危機に弱い国にしたと指摘されています。県の政策もこの反省に立って、住民の命と暮らしを守る地方自治体の役割を発揮する政策に切り替えるべきです。企業の生産性向上、規模拡大、M&Aなどは、県民の賃金を向上させる効果がどれほどあるのでしょうか。また、中堅企業の支援を優先させ、多くを占める小規模・零細企業の底上げが図れるのでしょうか。堅調な企業には自らの力で賃上げをしてもらい、県の施策は小規模・零細企業への雇用保険料の助成などをはじめ、「賃金を上げたけれども、利益が少なくて難しい」という、こういうところへの支援を優先すべきです。

また、大規模な洋上風力発電の推進をさらに進めようとしていますが、健康被害、海洋環境への影響、野鳥への影響、景観の問題など知見がいままであり、住民からは根強い反対・懸念が出されています。県として、この声に応えるために調査・研究の予算をとり検証すべきです。検証もないまま大規模に推進していくことは、納得できません。

本予算には、これまで反対している成瀬ダム建設負担金四十二億八千万円、鳥海ダム建設負担金十四億九千万円が計上されています。国民健康保険税の未就学児の均等割を二分の一軽減するなど、これまで多くの県民が要求してきたことが一歩前進するなど歓迎する予算も含まれています。以上述べてきたことから本予算には反対です。

議案第五十六号、令和四年度秋田県港湾整備事業特別会計予算は、洋上風力発電を進めるための港湾整備が計上されています。一般会計で述べた趣旨から反対です。

また、議案第六十三号、令和四年度秋田県電気事業会計予算は、成瀬ダム・鳥海ダムの建設費が計上されています。これまでも述べていますが、大規模な水力発電は多額の建設費をかけて自然を壊します。賛成できません。

議案第六十八号、秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてです。昨年五月十二日に成立した、国の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による規定の整備です。この法律によって、民間、行政機関、独立行政法人を別々に制定していた三つの個人情報保護制度は統合・一元化されます。公的部門における個人情報、民間部門に合わせることで範囲が縮小され、個人情報保護を後退させるものです。また、集積されたデータは、オープンデータ化され利活用へと回されます。集積した情報は攻撃されやすく、漏えいの危険が高まります。県において個人情報保護法施行条例が施行されるまでは、現状からの変化はないということですが、前に述べたように、プライバシー侵害の拡大が懸念されることに向かつて進められるものであ

り、本条例改正には賛成できません。

議案第七十六号秋田県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案についてです。国保会計の剰余金を基金の積立対象にし、財政調整に備えるとしています。国保の構造的な問題を踏まえ、国庫負担割合の更なる引上げ、低所得層に対する保険税負担軽減策の充実が必要で、国保の都道府県化の国の最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れている自治体独自の保険税軽減をやめさせ、その分を住民の負担増に転嫁させることです。そのために、「標準保険料率」という新しい制度が導入され、保険税の平準化、財政の均衡に向けて進んでいます。「標準保険料」に統一されれば、今でも高すぎる保険税がさらに上がり、住民の命と健康、暮らしが脅かされます。さらには、国保制度そのものの存立さえ危うくすることになってしまいます。このような問題を含む本条例改正には賛成できません。

以上で私の討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

●議長（柴田正敏議員） 二十九番東海林洋議員の発言を許します。

【二十九番（東海林洋議員）登壇】

●二十九番（東海林洋議員） みらい会派の東海林洋です。

議案第四十五号、令和四年度秋田県一般会計予算並びに議案第二百二号、令和四年度秋田県一般会計補正予算第一号について、賛成の立場から討論をいたします。

今回提案されている予算は、適切な医療の提供など、いまだ収束の時期が見通せない新型コロナウイルス感染症対策はもとより、新たな県政運営の指針となる「新秋田元氣創造プラン」に基づき、本県の重要課題と位置づけられる人口減少問題の克服に向けて、賃金水準の向上、カーボンニュートラルへの挑戦、デジタル化の推進、この三つのプロジェクトを中心に集中的に予算措置がされております。さらに、生活基盤やインフラの整備をはじめ、安全な県民生活を維持するための防災・減災対策についても、必要な施策・事業が盛り込まれております。特に、

賃金水準の向上については新たな試みであり、民間企業等の理解と協力が不可欠と考えられますので、県による積極的な働きかけを望みたいと思います。

原油価格の高騰やロシアによるウクライナへの侵略など、国際情勢が不安定な状況の中、エネルギーや食料などの資源が乏しい我が国において、再生可能エネルギーの活用や日本全体の食料生産基地として本県の産業を進展させられるよう、この予算の確実かつ効果的な執行に努められるよう望みます。

全体の予算については、おおむね適正なものと考えますが、今議会に提案されている「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」に基づく関連事業については、疑問があります。これまでの審査を通じて、この条例の必要性や内容、具体的な運用について、いまだ判然としない点があると感じています。全ての県民に一定の義務を課す条例としては、周知期間も置かず、この四月一日から施行することは大きな混乱を招く可能性があると考えられます。今後の一年間は、単なる条例の説明や説得ではなく、県民の理解を本当に得られるものを再構築する、それぐらいの覚悟を持って取り組んでいただきたいと思います。条例の提案者としての知事におかれましては、自らの言葉と行動でその範を示されるよう望みます。

以上の意見を添え、賛成の討論といたします。御清聴ありがとうございます。

●議長（柴田正敏議員） 以上をもちまして、通告者の発言は終了いたしました。

討論は終局したものと認めます。

採決いたします。まず、議案第四十五号、議案第五十六号、議案第六十三号、議案第六十八号及び議案第七十六号、以上五件を一括し、起立により採決いたします。以上の議案五件は、いずれも原案のとおり可決することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（柴田正敏議員） 起立者過半数であります。よって、議案第四十五号、議案第五十六号、議案第六十三号、議案第六十八号及び議案第七十六号は原案のとおり可決されました。

次に、残る議案五十五件について一括し、採決いたします。以上の議案五十五件は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。議案第四十六号、議案第四十七号、議案第四十八号、議案第四十九号、議案第五十号、議案第五十一号、議案第五十二号、議案第五十三号、議案第五十四号、議案第五十五号、議案第五十七号、議案第五十八号、議案第五十九号、議案第六十号、議案第六十一号、議案第六十二号、議案第六十四号、議案第六十五号、議案第六十二号、議案第六十三号、議案第六十七号、議案第六十九号、議案第七十号、議案第七十四号、議案第七十五号、議案第七十七号、議案第七十三号、議案第七十四号、議案第七十五号、議案第七十七号、議案第七十八号、議案第八十五号、議案第七十九号、議案第八十六号、議案第八十七号、議案第八十八号、議案第八十九号、議案第九十号、議案第七十一号、議案第七十二号、議案第八十号、議案第九十一号、議案第九十二号、議案第九十三号、議案第九十四号、議案第九十五号、議案第九十六号、議案第九十七号、議案第九十八号、議案第九十九号、議案第一百号、議案第八十一号、議案第八十二号、議案第八十三号及び議案第一百六号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程第六十二、議案第一百七号は、委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

日程第六十二、議案第七号、秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

三十二番工藤嘉範議員から趣旨説明の申出がありますので、発言を許します。

【三十二番（工藤嘉範議員）登壇】

●三十二番（工藤嘉範議員） ただいま議題となりました、議案第七号、「秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」の一部を改正する条例案について提出者を代表して、その趣旨を御説明いたします。

本県の議員定数は、平成二十五年の条例改正により四十五人から二人減の四十三人となり、現在に至っております。

御承知のとおり、かつて本県は百三十万人を超える人口を誇っておりますが、本年一月一日現在では九十四万人にまで大きく落ち込んでおります。このため県では、長年にわたり人口減少対策を県政の最重要課題として取り組んでおりますが、直ちにこの問題が改善するような光明が見えない状況であります。こうした状況を踏まえ、令和五年に執行される県議会議員一般選挙に向け、「議員定数等検討会議」において、九回に及ぶ真剣な議論が行われたところであります。

それでは、条例案について説明させていただきます。

改正内容は、総定数を現行の四十三人から二人減の四十一人とし、「大仙市仙北郡選挙区」及び「能代市山本郡選挙区」において、それぞれ一人ずつ削減するというものであります。

改正に当たっての考え方を説明いたします。

まずは、総定数の削減数についてであります。

直近の国勢調査によれば、県人口は九十五万九千五百二人であり、前回の議員定数改正時と比較すると十二万六千四百九十五人、率にして一・六五％と大幅に減少しており、総定数の削減は避けられないものと

判断いたしました。削減数については、人口の減少幅だけではなく、多様な民意の汲み上げや県当局への監視機能などの議会の役割についても総合的に勘案した結果、二人減が妥当との結論に至ったものであります。次に、定数を削減する選挙区についてであります。

公職選挙法の規定では、各選挙区において選挙すべき議員の数は、「人口に比例」して定めることとしつつ、併せて「特別の事情があるときは、地域間の均衡を考慮して定めることができる」旨をただし書で規定しております。

これまでも「秋田市選挙区」の定数については、他の選挙区との均衡を考慮して定めてまいりましたが、今回の改正においても同様に、現在の十二人の定数を維持することといたしました。このため、「秋田市選挙区」を除く選挙区から二人削減することとなり、公職選挙法の規定に基づき人口比例による各選挙区の定数を算定した結果、「大仙市仙北郡選挙区」及び「能代市山本郡選挙区」において、それぞれ一人削減することとなった次第であります。

最後に、議員の皆様には提案の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますよう心からお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。

●議長（柴田正敏議員） 提出者に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 質疑はないものと認めます。

討論を行います。

十番加賀屋千鶴子議員から討論の通告がありますので、発言を許します。

【十番（加賀屋千鶴子議員）登壇】

●十番（加賀屋千鶴子議員） 日本共産党の加賀屋千鶴子です。

ただいま議題となりました、議案第七号、「秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」の一部を改正する条例案について、反対の立場で討論いたします。

県議会、県議会議員には、県民の負託に応え、県民の意見を最大限に反映し実現すること、また、二元代表制の下で執行機関に対する監視機能や政策立案能力を一層高めることが求められています。見直しに当たっては、この役割を十分に発揮するものでなければなりません。

今回の条例提案は、総定数を二人削減して四十一人にするとし、削減する選挙区は、「大仙市仙北郡選挙区」と「能代市山本郡選挙区」とするものです。「人口が減少しており、総定数削減は避けられない」との大方の意見でしたが、人口に比例するという考え方であれば、地域間の均衡を考慮して秋田市選挙区を一人減らしてきた、このことに矛盾するのではないのでしょうか。

広い県土の本県において、人口だけではない条件も見ることがあります。また、今、ジェンダーギャップの解消があらゆる面で求められています。現在でも女性議員も女性候補者の割合も少ないこの状況ですが、さらに厳しくなってしまうと思います。定数の削減は、住民の多様な意見を議会に反映させる道を狭めるものになります。

県民の要求や意思、価値観も多様化している現代、それを十分にくみ上げることができる議会にしていくためにも、議員定数削減には賛成することはできません。

以上で私の討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

●議長（柴田正敏議員） 以上をもちまして、通告者の発言は終了いたしました。

討論は終局したものと認めます。

起立により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（柴田正敏議員） 起立者過半数であります。よって、議案第百七号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第六十三、意見書案第一号から日程第六十五、意見書案第

三号までの意見書案三件は、いずれも委員会提出に係るものでありますので、直ちに本会議において審議いたします。

日程第六十三、意見書案第一号、会計年度任用職員制度の改善を求める意見書、日程第六十四、意見書案第二号、地方財政の充実・強化を求める意見書、日程第六十五、意見書案第三号、地域の中小企業・小規模事業者への支援の充実を求める意見書、以上三件を一括議題といたします。

お諮りしますが、各意見書案は、いずれも趣旨説明、質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。
討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。各意見書案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。意見書案第一号、意見書案第二号及び意見書案第三号は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第六十六、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付してあります議長報告のとおり、議員派遣に関する申出及び依頼があります。

お諮りします。本件は、申出及び依頼のとおり派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。よって、本件は、申出及び依頼のとおり派遣することに決定されました。

以上をもちまして、二月議会の案件全部を議了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時十六分散会